

佐世保労働基準監督署発表
令和3年1月29日（金）

報道関係者 各位

担 当	【照会先】
	副 署 長 しのざき 篠崎 成吾
	監督課長 なわもと 縄本 裕俊
	電話 0956-24-4161

最低賃金法違反容疑で2法人を書類送検 ～所定賃金支払日に賃金を支払わなかった疑い～

佐世保労働基準監督署（署長 くまさき ひろよ 熊崎 啓代）は、本日、最低賃金法違反の容疑で、下記の2法人と同法人の代表取締役（同一人物）を佐世保区検察庁に書類送検しました。

記

1（1）被疑者

①株式会社 アース フレンドリー Earth Friendly

所在地 長崎県佐世保市大塔町

②代表取締役 A（男、38歳）

（2）事件の概要

株式会社Earth Friendlyは、上記①の所在地に本社を置き、木造住宅建築工事業を営んでいたものであるが、労働者6名に対し、平成30年2月26日から同年4月25日までの間の定期賃金合計約400万円を、それぞれの所定支払日である当月末までに支払わず、もって長崎県最低賃金（時間額737円）以上の賃金を支払わなかった疑いがあるものです。

（3）違反条文

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

2（1）被疑者

①株式会社 ヤミードファッション クッキング Yummy & Fashion Cooking

所在地 長崎県佐世保市島地町

②代表取締役 A（男、38歳）

(2) 事件の概要

株式会社Yummy & Fashion Cookingは、上記①の所在地に本社を置き、飲食業を営んでいたものであるが、労働者1名に対し、平成30年2月26日から同年3月25日までの間の定期賃金約14万円を、所定支払日である当月末までに支払わず、もって長崎県最低賃金(時間額737円)以上の賃金を支払わなかった疑いがあるものです。

(3) 違反条文

最低賃金法第4条第1項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰規定)

(参考)

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項から第4項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。